



建設業における長時間労働の抑制に向けた取組等にかかる要請書

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、令和6年(2024年)4月1日から、建設業においても、働き過ぎを防ぐことで働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制の適用が開始しました。労働者に上限時間を超えて業務を行わせることは禁止となり、建設業者が上限時間を遵守できる環境・条件を整えないと、工期が遅れざるをえなくなることが懸念されます。また、建設業においては中長期的な担い手の育成・確保が課題となっており、適正な請負代金及び適切な価格転嫁を通じた担い手の処遇改善や、労働災害の防止が不可欠となっています。

建設業において、長時間労働を抑制するなど労働条件の改善を図るには、適正な工期の設定など適正な取引の確保が必要であることから、建設工事の受注者(建設業者)だけでなく、建設工事を発注する地方公共団体や民間事業主など関係者の理解及び適切な対応等が求められるところです。

貴教育委員会におかれましては、これまでも、労働災害の防止や働き方改革に関する取組に格別のご協力を賜ってきたところですが、発注・受注等における働き方改革の浸透・定着をより確実なものとするべく、以下のとおり取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 貴殿及び貴教育委員会の建設工事の発注部署の長自らが、時間外労働の上限規制の趣旨・概要を踏まえ、発注・受注等における働き方改革の浸透・定着に向け、その取組の一層の推進に努めていただきたいこと
- 2 建設工事の発注・受注における働き方改革が浸透・定着するよう、時間外労働の上限規制の内容について、あらためて貴教育委員会の各関係部署に周知を行っていただきたいこと
- 3 時間外労働の上限規制の内容を踏まえた適正な工期により発注を行っていただきたいこと
- 4 工期の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、発注者・受注者間において、必要に応じて適正な工期変更を行っていただきたいこと
- 5 いわゆる「第三次・担い手3法」(令和6年改正)について、あらためて、貴教育委員会の各関係部署に周知を行っていただきたいこと
- 6 令和7年(2025年)1月31日まで兵庫労働局管内で実施する「兵庫死亡労働災害根絶運動」における事業者の実施事項を踏まえ、貴教育委員会が発注した建設工事を受注した建設業者に対し、死亡労働災害や重篤な労働災害の根絶に向けた取組を促していただきたいこと

令和6年11月21日

相生市教育委員会
教育長 殿

相生労働基準監督長



建設業における長時間労働の抑制に向けた取組等にかかる要請書

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、令和6年(2024年)4月1日から、建設業においても、働き過ぎを防ぐことで働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制の適用が開始しました。労働者に上限時間を超えて業務を行わせることは禁止となり、建設業者が上限時間を遵守できる環境・条件を整えないと、工期が遅れざるをえなくなることが懸念されます。また、建設業においては中長期的な担い手の育成・確保が課題となっており、適正な請負代金及び適切な価格転嫁を通じた担い手の処遇改善や、労働災害の防止が不可欠となっています。

建設業において、長時間労働を抑制するなど労働条件の改善を図るには、適正な工期の設定など適正な取引の確保が必要であることから、建設工事の受注者(建設業者)だけでなく、建設工事を発注する地方公共団体や民間事業主など関係者の理解及び適切な対応等が求められるところです。

貴教育委員会におかれましては、これまでも、労働災害の防止や働き方改革に関する取組に格別のご協力を賜ってきたところですが、発注・受注等における働き方改革の浸透・定着をより確実なものとするべく、以下のとおり取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 貴殿及び貴教育委員会の建設工事の発注部署の長自らが、時間外労働の上限規制の趣旨・概要を踏まえ、発注・受注等における働き方改革の浸透・定着に向け、その取組の一層の推進に努めていただきたいこと
- 2 建設工事の発注・受注における働き方改革が浸透・定着するよう、時間外労働の上限規制の内容について、あらためて貴教育委員会の各関係部署に周知を行っていただきたいこと
- 3 時間外労働の上限規制の内容を踏まえた適正な工期により発注を行っていただきたいこと
- 4 工期の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、発注者・受注者間において、必要に応じて適正な工期変更を行っていただきたいこと
- 5 いわゆる「第三次・担い手3法」(令和6年改正)について、あらためて、貴教育委員会の各関係部署に周知を行っていただきたいこと
- 6 令和7年(2025年)1月31日まで兵庫労働局管内で実施する「兵庫死亡労働災害根絶運動」における事業者の実施事項を踏まえ、貴教育委員会が発注した建設工事を受注した建設業者に対し、死亡労働災害や重篤な労働災害の根絶に向けた取組を促していただきたいこと

令和6年11月22日

佐用町教育委員会
教育長 殿

相生労働基準監督長



建設業における長時間労働の抑制に向けた取組等にかかる要請書

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、令和6年(2024年)4月1日から、建設業においても、働き過ぎを防ぐことで働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制の適用が開始しました。労働者に上限時間を超えて業務を行わせることは禁止となり、建設業者が上限時間を遵守できる環境・条件を整えないと、工期が遅れざるをえなくなることが懸念されます。また、建設業においては中長期的な担い手の育成・確保が課題となっており、適正な請負代金及び適切な価格転嫁を通じた担い手の処遇改善や、労働災害の防止が不可欠となっています。

建設業において、長時間労働を抑制するなど労働条件の改善を図るには、適正な工期の設定など適正な取引の確保が必要であることから、建設工事の受注者(建設業者)だけでなく、建設工事を発注する地方公共団体や民間事業主など関係者の理解及び適切な対応等が求められるところです。

貴教育委員会におかれましては、これまでも、労働災害の防止や働き方改革に関する取組に格別のご協力を賜ってきたところですが、発注・受注等における働き方改革の浸透・定着をより確実なものとするべく、以下のとおり取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 貴殿及び貴教育委員会の建設工事の発注部署の長自らが、時間外労働の上限規制の趣旨・概要を踏まえ、発注・受注等における働き方改革の浸透・定着に向け、その取組の一層の推進に努めていただきたいこと
- 2 建設工事の発注・受注における働き方改革が浸透・定着するよう、時間外労働の上限規制の内容について、あらためて貴教育委員会の各関係部署に周知を行っていただきたいこと
- 3 時間外労働の上限規制の内容を踏まえた適正な工期により発注を行っていただきたいこと
- 4 工期の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、発注者・受注者間において、必要に応じて適正な工期変更を行っていただきたいこと
- 5 いわゆる「第三次・担い手3法」(令和6年改正)について、あらためて、貴教育委員会の各関係部署に周知を行っていただきたいこと
- 6 令和7年(2025年)1月31日まで兵庫労働局管内で実施する「兵庫死亡労働災害根絶運動」における事業者の実施事項を踏まえ、貴教育委員会が発注した建設工事を受注した建設業者に対し、死亡労働災害や重篤な労働災害の根絶に向けた取組を促していただきたいこと

令和6年11月26日

赤穂市教育委員会
教育長 殿

相生労働基準監督長



建設業における長時間労働の抑制に向けた取組等にかかる要請書

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、令和6年(2024年)4月1日から、建設業においても、働き過ぎを防ぐことで働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制の適用が開始しました。労働者に上限時間を超えて業務を行わせることは禁止となり、建設業者が上限時間を遵守できる環境・条件を整えないと、工期が遅れざるをえなくなることが懸念されます。また、建設業においては中長期的な担い手の育成・確保が課題となっており、適正な請負代金及び適切な価格転嫁を通じた担い手の処遇改善や、労働災害の防止が不可欠となっています。

建設業において、長時間労働を抑制するなど労働条件の改善を図るには、適正な工期の設定など適正な取引の確保が必要であることから、建設工事の受注者(建設業者)だけでなく、建設工事を発注する地方公共団体や民間事業主など関係者の理解及び適切な対応等が求められるところです。

貴教育委員会におかれましては、これまでも、労働災害の防止や働き方改革に関する取組に格別のご協力を賜ってきたところですが、発注・受注等における働き方改革の浸透・定着をより確実なものとするべく、以下のとおり取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 貴殿及び貴教育委員会の建設工事の発注部署の長自らが、時間外労働の上限規制の趣旨・概要を踏まえ、発注・受注等における働き方改革の浸透・定着に向け、その取組の一層の推進に努めていただきたいこと
- 2 建設工事の発注・受注における働き方改革が浸透・定着するよう、時間外労働の上限規制の内容について、あらためて貴教育委員会の各関係部署に周知を行っていただきたいこと
- 3 時間外労働の上限規制の内容を踏まえた適正な工期により発注を行っていただきたいこと
- 4 工期の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、発注者・受注者間において、必要に応じて適正な工期変更を行っていただきたいこと
- 5 いわゆる「第三次・担い手3法」(令和6年改正)について、あらためて、貴教育委員会の各関係部署に周知を行っていただきたいこと
- 6 令和7年(2025年)1月31日まで兵庫労働局管内で実施する「兵庫死亡労働災害根絶運動」における事業者の実施事項を踏まえ、貴教育委員会が発注した建設工事を受注した建設業者に対し、死亡労働災害や重篤な労働災害の根絶に向けた取組を促していただきたいこと

令和6年11月26日

上郡町教育委員会
教育長 殿

相生労働基準監督長